

# 秘密保持誓約書

MKS

札幌市清田区清田 8 条 2 丁目 19-19

代表 児島正明



MKS は、受託業務（以下、本業務といいます）に関する秘密保持について、次のとおり誓約します。

## 第 1 条 目的

本秘密保持誓約は、お客様からご提示いただいた秘密情報について、本業務以外の目的で利用しないことと、情報そのものを注意深く管理・保全することを誓約するものです。

## 第 2 条 秘密情報とは

本誓約における秘密情報とは、お客様から提示される情報のうち、秘密であることを明示的に指定されてから提示された情報の事です。

## 第 3 条 除外される情報

前条にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 公に公表されており、一般に入手可能な情報
- (2) お客様より秘密ではないことを指定された情報
- (3) お客様から提示を受ける以前に、MKS が認知または保有していた情報
- (4) 純粋に技術的な情報（アルゴリズムや関数の組み合わせ等）

## 第 4 条 秘密保持

MKS は、お客様の事前の許可がない限り、第三者に対して秘密情報を開示および漏洩しません。

## 第 5 条 目的外使用の禁止

MKS は、秘密情報を本業務の遂行においてのみ利用できるものとし、本業務以外の目的には、一切使用しません。

## 第 6 条 損害賠償

MKS が本誓約に違反して秘密情報を第三者に漏洩したことにより、お客様が損害を被った場合には、MKS はお客様とその損害賠償等について協議するものとします。

## 第 7 条 秘密情報の破棄

MKS は、本業務の終了後、速やかに当該秘密情報を破棄します。これらの秘密情報が複製されたときは、当該複製物についても同様とします。ただし、お客様が本業務終了後のサポートをご希望の場合など、お客様からの保管指示があった場合を除きます。

## 第 8 条 有効期間

前述第 7 条により、秘密情報が破棄されるまでを有効期間とします。

## 第 9 条 協議事項

本誓約に定めのない事項に関しては、別途お客様と協議のうえ円満に解決を図ります。